

脱炭素社会の実現に向けた 気候変動対策推進条例（仮称）（素案）

平成28年6月

＜目 次＞

第1章 総 則

第2章 県の率先実施等

第3章 温室効果ガスの排出抑制に関する対策

- 1 県民生活に係る対策
- 2 再生可能エネルギー等に係る対策
- 3 吸收源に係る対策
- 4 フロン類の排出抑制に係る対策
- 5 廃棄物の発生抑制等に係る対策

第4章 適応に関する対策

- 1 基本的対策
- 2 分野別対策
- 3 県民等の理解及び行動の促進
- 4 気候変動の影響に係る調査研究

第5章 環境教育・環境学習の推進

第6章 先導的な取組みの支援

第7章 顕 彰

第8章 雜 則

第9章 罰 則

前　文

- I P C C (国連気候変動に関する政府間パネル) の第 5 次評価報告書によるところ、今世紀末に世界の平均気温は最大 4.8 °C 上昇するとともに、今後、いかに気候変動対策を講じたとしても、気候変動の進行は避けられないという、厳しい見解が示されている。
- 世界の平均気温は、2014年、2015年と2年連続で過去最高気温を更新するほか、2015年12月には、全大気二酸化炭素平均濃度が初めて 400 ppm を超過するなど、気候変動問題は待ったなしの課題となっている。
- 折しも、2015年末の歴史的合意、C O P 21 「パリ協定」において、私たちは、「今世紀後半に温室効果ガス排出を実質ゼロ」とすることを人類共通の目標として掲げることとなった。
100 年後、この目標を実現し、現在の地球環境を変わらず享受しうるか否かは、これから私たちの行動にかかっていると同時に、今こそが気候変動の進行にブレーキをかける最後の機会として、大きなターニングポイントを迎えるとしている。
- 気候変動は、地球環境全体に影響を及ぼす世界的問題であるとともに、その解決にあたっては、私たち 1 人 1 人が向き合い、取り組む “Think Globally, Act Locally” の実践が重要である。
- こうしたことから、豊かな森林資源や多様な生態系、再生可能エネルギーの高いポテンシャルをはじめ、本県の地域資源・潜在力を遺憾なく発揮し、化石燃料に依存せず、温室効果ガスの排出を実質的にゼロとする「脱炭素社会の実現」を目指して、「県民総ぐるみ」となって取り組み、地球規模での気候変動対策に貢献するため、この条例を制定する。

第 1 章　総　則

(1) 目　的

- 脱炭素社会の実現に向け、本県における気候変動対策の推進に関する基本理念を定め、県民、事業者及び県等の責務を明らかにするとともに、県民生活及び事業活動等に関する基本的な対策等を定めることにより、県民総ぐるみによる気候変動対策の推進を図り、もって、将来の県民に良好な環境を継承することを目的とする。

(2) 定　義

- 「気候変動」「適応」「水素エネルギー」など、条例で使用する用語の定義

(3) 基本理念

- 気候変動対策の推進は、次の事項を基本として行うこととする。
 - ・ 気候変動の緩和に関する施策及び気候変動への適応に関する施策を両輪として、総合的かつ計画的に実施すること。
 - ・ 県民、事業者等の気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する率先した取組みを促進し、県民、事業者等が主役の「県民総活躍」による普及啓発に取り組むこと。
 - ・ 気候変動対策の推進に資する、本県の多様な資源その他地域の潜在力を有効に活用するとともに、対策を通じ、地域課題の解決に貢献すること。

(4) 責務

○**県民、事業者**

- ・ 気候変動の緩和及び気候変動への適応の重要性に関する理解を深め、温室効果ガスの排出抑制等のための取組みを自主的かつ積極的に行う。
- ・ 県民、事業者等が実施する気候変動対策で、多くの県民参加により、その効果を發揮するものなど、地域社会における普及啓発活動に自主的かつ積極的に参加する。
- ・ 県が実施する気候変動対策に協力する。

○**県**

- ・ 県民、事業者等と連携・協力し、総合的かつ計画的な気候変動対策を策定し、実施する。
- ・ 県民、事業者等による自主的な活動を促進するための支援を行う。

○**一時滞在者（観光旅行等で一時的に滞在する者）**

- ・ 気候変動の緩和及び気候変動への適応の重要性に関する理解を深め、温室効果ガスの排出抑制等のための取組みを自主的かつ積極的に行う。

(1) 県の率先実施

- 県は、その事務事業に関し、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する先進的な取組みを率先して実施するとともに、次に掲げる取組みを行う。
(例)・エネルギーの使用の合理化の推進
 - ・再生可能エネルギー及び水素エネルギーの利用の推進
 - ・環境物品の調達の推進
 - ・自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制の推進
 - ・温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組みの推進
 - ・その他気候変動の緩和及び気候変動への適応に関し必要な取組み

(2) 気候変動対策に係る基本方針の策定

- 県は、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を策定し、次の事項について定める。
(例)・温室効果ガスの削減及び吸収の目標
 - ・再生可能エネルギーによる電力自給率の目標
 - ・上記目標を達成するのに必要な施策
 - ・気候変動への適応に必要な施策
 - ・その他気候変動対策の推進に関し必要な事項
- 基本方針に基づく施策の実施状況について、毎年度、公表する。
- 県は、基本方針の策定にあたっては、国の施策等を参照し、都市計画その他気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する施策と調和を図り、連携するよう配意する。

(3) 政策等の企画等に当たっての配慮

- 気候変動に影響を及ぼす、又は、気候変動による影響を受けると認められる政策の立案及び実施に当たっては、気候変動の緩和及び気候変動への適応について配慮する。

(4) 広域的な連携

- 事業者、民間団体、国、他の自治体及び関係機関と広域的に連携し、及び協働して、気候変動対策の効果的な推進に努める。

1 県民生活に係る対策

(1) 生活様式等の転換の推進

- 県民、事業者等は、その日常生活及び事業活動が気候変動に深く影響を及ぼしていることを認識し、脱炭素社会の実現に向けての新たな価値観の共有により、「意識の変革」に努める。
- 県民、事業者等は、自らの消費するエネルギーを把握するとともに、徹底したエネルギーの合理化及び効率的利用により、温室効果ガスの排出量がより少ない生活様式等へ見直しに努める。
- 県民、事業者等は、環境負荷の低減に資する倫理的な消費（人、社会、環境に配慮した消費行動）を行うよう努める。
(例)
 - ・温室効果ガスの排出量の少ない機器、役務の利用
 - ・環境物品等の積極的な選択
 - ・県内で生産された農林水産物の優先的な消費
- 家庭用電気機器等販売事業者は、購入者に対し省エネ性能について情報提供をしなければならない。
- 県民、事業者等は、建築物の内部を冷房し、又は暖房するときの温度を、温室効果ガスの排出の抑制に資する相当な温度に保つとともに、服装等に配慮する。
- 事業者は、温室効果ガス排出抑制等の取組みを円滑かつ効果的に推進するため、環境マネジメントシステムの導入及び推進に努める。
- 事業者は、事業所の立地条件に応じ、従業員が通勤において公共交通機関の利用、自転車の利用その他温室効果ガス排出の抑制に資する方法によることを促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 生産活動に係る取組み

- 事業者は、生産活動（製品の製造、販売又は役務の提供等）にあたっては、原材料や部品の選定から廃棄に至るまでの各過程において、温室効果ガスの排出量ができる限り少なくなるよう努める。
- 事業者は、製品・役務の利用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供に努める。
- 一定規模以上の事業所（特定事業者）は、温室効果ガスの排出削減計画書及び実績報告書を提出しなければならないとともに、温室効果ガスの排出状況等の情報を自主的かつ積極的に公表を行う。
- 知事は、上記計画書及び報告書を公表する。
- 特定事業者は、上記計画書の目標達成手段として、森林吸収源対策を実施することができる。
- 特定事業者以外の事業者（中小排出事業者）は、温室効果ガスの排出削減計画及び実績報告を提出することができる。
- 県は、中小排出事業者による温室効果ガス排出抑制等の取組みを促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行う。
- 農林水産業を営む者は、次の事項について配慮する。
 - ・ 温室効果ガスの排出を抑制し、環境への負荷の低減に配慮した生産活動
 - ・ 持続性の高い農業生産方式（たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式）の導入など、農地土壤の環境に配慮した生産活動

(3) 建築物に係る取組み

- 建築物の新築又は増改築をしようとする者は、温室効果ガスの排出抑制等に係る技術の進歩その他状況の変化を踏まえ、エネルギーの使用の合理化及び効率的な利用、再生可能エネルギーの利用、資源の適正な利用その他の必要な措置を講ずるよう努める。
- 一定規模以上の建築物を新築又は増改築しようとする者は、温室効果ガスの排出抑制等の取組みに関する計画書を提出しなければならない。
- 事業者は、その事業所内にテナント等事業者がいる場合においては、当該テナント等事業者と連携し、温室効果ガスの排出抑制等の取組みを行うよう努める。
- テナント等事業者は、上記の取組みに協力する。
- 県民、事業者等は所有又は管理する建築物の緑化に努める。
- 建築物の販売等の事業を行う者は、購入・貸借しようとする者に対し、温室効果ガスの排出抑制等に関する情報を提供し、説明するよう努める。

(4) 交通・まちづくりに係る取組み

- 県民、事業者は、温室効果ガスの排出抑制等を図るため、自動車の使用に代えて、公共交通機関や自転車の利用推進に努める。
- 県は、土地の利用、都市計画の策定、交通体系の整備その他まちづくりに関する施策の企画、実施等に当たっては、次の事項に配慮する。
 - ・ 公共交通機関の利用者の利便の増進
 - ・ 都市機能の集約の促進
 - ・ 地域においてエネルギーの需給調整を行うエネルギー一体系の構築
 - ・ 植樹、植栽その他緑化の促進
 - ・ その他温室効果ガスの排出抑制等に資する環境整備
- 自動車を運転する者は、環境に配慮した運転、整備に努める。
- 一定規模以上の運輸事業者は、環境に配慮した自動車の運転等を推進する者の選任・届出を行うとともに、従業員に対する研修その他温室効果ガスの排出抑制等に資する取組みの実施に努める。
- 自動車販売事業者は、購入者に対し環境情報（燃費基準等）を説明しなければならない。
- 駐車場設置者等の責務及び環境への負荷が少ない自動車の購入等については、徳島県生活環境保全条例（※）の定めるところによる。

※徳島県生活環境保全条例（抜粋）

- ・ 駐車場設置者等は、駐車場利用者に対し、アイドリングストップについて周知に努める。
- ・ 県民、事業者は、自動車を購入・使用しようとする者は、環境への負荷が少ない自動車の購入・使用に努める。

(5) 催しに係る取組み

- 催し開催者は、参加者と協力し、温室効果ガスの排出、廃棄物の排出その他環境負荷の低減に努める。
- 催し開催者は、参加者に対し、公共交通機関等を利用するよう周知に努める。

2 再生可能エネルギー等に係る対策

(1) 再生可能エネルギー等の優先利用

- 県民、事業者は、日常生活及び事業活動において、再生可能エネルギー・水素エネルギーの優先的な利用に努める。

(2) エネルギーの地産地消等

- 県民、事業者等は、温室効果ガスの排出抑制等に資するため、地域の実情に応じて導入した再生可能エネルギー・水素エネルギーを、当該地域において自立的かつ効率的に利用するよう努める。
- 県は、上記の取組みを促進するため、太陽光、風力、水力、バイオマスその他地域の資源がエネルギー源として活用されるよう、県民、事業者等に対し情報提供その他必要な支援を行う。
- 県民、事業者等は、未利用エネルギー（工場その他の事業場において排出される熱その他のエネルギーであって利用可能なもの）の有効活用に努める。

(3) 水素エネルギーの利活用の拡大

- 県は、水素エネルギーに関する技術の研究開発及び実用化を促進し、並びに水素エネルギーのサプライチェーンに関連する産業の振興、体制の整備が図られるよう必要な措置を講ずる。
- 県は、水素社会の早期実現に向け、県民、事業者が水素エネルギーの導入等の重要性について理解を深めるため、あらゆる機会を通じ、水素エネルギーに関する情報提供及び普及啓発を行う。

3 吸収源に係る対策

(1) 森林保全の推進

- 県民、事業者等は、森林の吸収作用等に関する理解を深め、相互に連携し、及び協働して、森林の適切な保全及び整備が推進されるよう努める。
- 県は、県民、事業者等と相互に連携し、及び協働して、森林の造成、整備等に努める。

(2) 森林資源の活用

- 森林所有者は、適正な森林の成長量を維持するよう利用期に達した森林の更新を行う伐採と確実な森林の再生に努める。
- 県、市町村は、計画的に、適正な森林の成長量を維持するよう努める。
- 県民、事業者等は、県内産の木材利用が森林の保全及び整備に資することに鑑み、建築材料や燃料として使用するなど、県内産の木材の利用に努める。

(3) カーボン・オフセットの推進

- 事業者等は、事業活動に係る温室効果ガスの排出抑制が困難な場合には、排出量を埋め合わせる取組みを行うよう努める。また、排出量を埋め合わせる取組みは、県内において行うよう配慮する。
- 県民、事業者等は、排出量を埋め合わせる取組みに関する理解を深め、当該取組みに積極的に協力するよう努める。
- 県は、上記の取組みを促進するため、県民、事業者等に対し、情報の提供その他必要な支援を行う。

(4) 藻場の再生等

- 県は、温室効果ガスの排出抑制等のため、藻場の再生、造成等に努める。

4 フロン類の排出抑制に係る対策

(1) フロン類の排出抑制に係る取組み

- 県は、フロン類の使用を抑制すること及び特定製品の使用等に際してフロン類の排出の抑制を図ることに関する啓発、情報提供その他の施策を推進する。

(2) フロン類の放出の防止

- 県民、事業者等は、フロン類使用製品の使用等の際に、みだりにフロン類を放出しないよう努める。

5 廃棄物の発生抑制等に係る対策

(1) 発生抑制等

- 県民、事業者等は、日常生活及び事業活動において、廃棄物の発生を抑制するとともに、不用品の活用等により廃棄物の再利用に努める。
- 県民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再生利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、資源の有効利用に努める。

(2) 食品に関連する廃棄物の発生抑制等

- 県民、事業者等は、日常生活及び事業活動において、食品に係る廃棄物の発生抑制に努める。

1 基本的対策

- 県は、適応に関し、地勢、産業、人口構成等の地域の特性を踏まえ、気候変動の影響に係るリスクの低減及び効果的な活用の両面から対策を講じる。

2 分野別対策

(1) 県土保全分野に係る対策

- 県は、気候変動の影響に起因した、激甚化・頻発化する水害や土砂災害等の自然災害に備え、防災・減災、老朽化対策に取り組むよう努める。

(2) 健康分野に係る対策

- 県は、気候変動の影響に起因した、熱中症及び感染症その他疾病への対策に取り組むよう努める。

(3) 農林水産分野に係る対策

- 県は、気候変動の影響に対応した、栽培管理及び技術の開発その他食料供給の確保に資する対策に取り組むよう努める。

(4) その他分野に係る対策

- 県は、自然生態系及び水環境、水資源その他県民生活及び事業活動に関わる分野において、気候変動の影響に適切に対応するための対策に取り組むよう努める。

3 県民等の理解及び行動の促進

- 県は、県民、事業者等に対し、気候変動への適応に関する理解を深めるため、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 県民、事業者等は、日常生活及び事業活動に及ぶ気候変動の影響について情報収集に努め、適応に関する知識の習得に努める。
- 県民、事業者等は、気候変動の影響に適切に対応するよう、生活様式等の見直しに努める。

4 気候変動の影響に係る調査研究

- 県は、現在及び将来に及ぶ気候変動の影響について、地域における現状の把握及び情報の収集を行うとともに、調査研究に努める。

第5章 環境教育・環境学習の推進

(1) 環境教育及び環境学習の実施

- 県は、気候変動に関する教育及び学習(環境教育等)に関し、次の事項について配慮する。
 - ・ 学校、家庭、事業者等と連携するとともに、体験学習その他多様な方法により実施
 - ・ 幼少期から高齢期に至るまで各段階に応じ、体系的に実施
- 県は、学校、家庭、職域その他社会のあらゆる分野において環境教育等が実施され、それぞれの場に応じた適切な方法により行われるよう、必要な支援を行う。
- 県民、教育機関、事業者等は、自主的な環境教育等に取り組むとともに、様々な場で行われる環境教育等に積極的に参加・協力するよう努める。

(2) 人材の育成

- 県は、教育機関及び事業者その他民間団体と連携し、及び協働して、気候変動対策に関する専門的な知識又は経験を有する人材及び地域における活動の実践リーダー（地域における気候変動対策に関する活動に取り組み、活動の中心的役割を担う者）の育成に努め、その交流の場及び活動の機会の創出に努める。
- 県は、大学等の学生が、気候変動の現状及び気候変動対策の重要性に対する理解を深め、自主的に行動することを促進するため、大学等の設置者に対し、情報及び機会の提供に努める。

(3) 地域に根ざした普及啓発

- 県は、気候変動の現状及び気候変動対策の重要性についての理解を深めるため、事業者、民間団体、国等の行政機関その他関係機関と連携し、及び協働するとともに、本県の実情に応じた普及啓発を行う。
- 県民・事業者は、県等が行う普及啓発活動に主体的かつ積極的に参加し、理解を深めるとともに、日常生活等においてその実践に努める。
- 県は、普及啓発活動の拠点となる環境の整備、当該普及啓発に必要な情報提供等に努める。

第6章 先導的な取組みの支援

(1) 先導的な技術等の研究開発

- 県、県民、事業者、民間団体及び大学その他の教育機関等は、相互に連携し、及び協働して、気候変動に係る緩和及び適応に資する技術等の研究開発を推進するとともに、その成果の普及に努める。

(2) 先駆的な地域の取組等の促進

- 県、県民、事業者、民間団体及び大学その他の教育機関等は、相互に連携し、及び協働して、地域の知恵を活かした、気候変動に係る抑制及び適応に資する先駆的な取組みの実施及び先導的な技術等の活用に努める。
- 県は、上記の取組みの促進及び技術等の活用に対し、情報提供その他必要な支援を行う。

第7章 顕彰

(1) 顕彰等

- 県は、気候変動対策に関し、優れた功績があったと認められる県民、事業者等を顕彰し、その功績の普及に努める。
- 県は、特定事業者及び中小排出事業者のうち、特に、気候変動対策に関し、積極的に取り組んでいるものについて、地球環境の保全に関する意識が高いものとして公表することができる。

第8章 雜 則

- 環境審議会は、気候変動対策の実施に関し、基本的な事項を調査審議する。
- 知事は、県民、事業者等に対し、指導及び助言をすることができる。
- 知事は、条例施行に必要な限度において、県民、事業者等に対し、報告及び資料の提出を求めることができる。
- 知事は、条例に定める計画書等を提出しない事業者等に対する勧告及び、勧告に従わない場合にその旨を公表することができる。

第9章 罰 則

- 報告及び資料の提出に応じない事業者等は、5万円の過料に処する。

